

生徒心得

生徒手帳より「生徒心得」、「服装規定」を抜粋し、また、その求めるところを要約したものである。よく遵守して、一人一人が桐蔭生として誇りと責任を持ち、将来、社会のリーダーとして活躍するに足る資質を身につけること。

1. 基本的生活習慣

- ・社会生活の基本である「挨拶」を励行し、互いの人格を尊重することに努める。
- ・公共の場においては社会人に相応しい態度、言動を心掛ける。また、思いやりの心を待って周囲に気を配り、他人の迷惑にならないように気をつけること。
- ・余裕を持った行動をとり、時間厳守を心掛ける。
- ・学校の内外に関わらず、美化清掃に努める。

2. 服装

- ・服装は清潔、端正を旨とし、桐蔭生としての品位を高めるように心掛ける。
- ・制服、コート、ベスト、セーター、カーディガンは本校指定のものを着用する。
- ・服装規定に従い、身嗜みを整えること。

3. 頭髪

- ・頭髪は整髪、清潔に留意し、桐蔭生に相応しいものを心掛け、染色、脱色、パーマ類は行わない。

4. 男女交際

- ・特定の男子生徒と女子生徒が交際することは自他ともにマイナス面が多いため、男女交際は禁止する。

5. 携帯電話

- ・携帯電話は所持しないこと。所持、使用がわかったときは、保護者に通知し、解約指導を行う。
- ・テスト（定期考査・実力テスト）中に所持がわかった場合は不正行為と見なして処分する。

6. 所持品

- ・学業に不必要なものは学内に持ち込まないこと。

7. いじめ

- ・いじめは「自分よりも弱いものに対する一方的かつ継続的な身体的心理的攻撃」であり、人間として絶対に許してはならない。

8. 指導、懲戒処分

- ・指導、懲戒を行う必要が生じたときには、今後の生徒の成長に重点を置き、「指導・懲戒処分基準」に基づいて指導、懲戒処分を決定する。

9. その他

- ・生徒手帳の記載事項をよく読み、桐蔭生に相応しい行動を心掛けること。また、生徒手帳は本校の生徒であることを証明するものとして、常に携行すること。

自転車通学に対する注意事項

1. 資格

道路交通法、及び関連法令を遵守し、かつ、通学マナーの向上に努める生徒。

自宅又は、最寄駅から本校まで通学する者で、駐輪場の確保ができる生徒。

2. 許可手続

- ① 自転車通学を希望する生徒は、「自転車通学許可願・駐輪場の証明・レインコート・自転車専用鍵（2個以上）」及び「生徒手帳」を生徒指導部に呈示し許可を受けること。
- ② 生徒指導部から「自転車通学許可証」（生徒手帳所載）に許可印を受けた後、鑑札シールを指定の所（後部泥よけ）に貼りつけること。
- ③ 自転車を乗り換える場合や鑑札シールがはがれた場合は再登録すること。
- ④ 年度途中で、自転車通学への変更を希望するものは、すみやかに①②の手続きをとること。

3. その他注意事項

- ① 所定の自転車置き場に駐輪すること。
- ② 次ページの法令を遵守すること。
- ③ レインコートは、常時携帯すること。（傘をさしての走行は認めない。）
- ④ 常に車体を整備しておくこと。
- ⑤ 盗難防止のため自転車には必ず2つ以上鍵を掛け、名前を書いておくこと。
- ⑥ 2人乗り、信号無視、並列走行、無謀運転等、交通規則を犯すことのないよう安全走行に心掛けること。
- ⑦ 万一、自転車の盗難または、登校下校中に事故があった場合は、相手の電話番号、氏名を必ず聞き生徒指導部と学級担任に届け出ること。
- ⑧ 上記注意事項を守れない生徒は、自転車通学を禁止する。

自転車安全運転に関する法令

①車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上、軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。但し、自転車通行可の標識（青地に白色で人と自転車）がある歩道は徐行して通行できます。学校前の歩道もこれにあたりますが、③を遵守しなければなりません。

【罰 則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

②車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

【罰 則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

【罰 則】2万円以下の罰金又は科料

④安全ルールを守る

二人乗りは禁止 6歳未満の子ども1人乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。

【罰 則】2万円以下の罰金又は科料

並進は禁止 「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。

【罰 則】2万円以下の罰金又は科料

傘さし運転は禁止 「傘さし運転」など、不安定な乗り方は絶対にしない。

【罰 則】5万円以下の罰金

夜間はライトを点灯 夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつける。

【罰 則】5万円以下の罰金

信号を守る 信号を必ず守る。「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、その信号に従う。

【罰 則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

交差点での一時停止と安全確認 一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行。安全確認を忘れずに。

【罰 則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車通学許可の取り消しについて

従来、自転車利用者は道路交通の場において、自転車が歩行者と同様の取扱いをされるものであるという誤解をしていた向きがある。自転車利用者は今一度、自転車が「車両」であるという基本原則を正しく理解する必要がある。車道を通行することが危険な場合等、当該利用者が歩道を通行することがやむを得ない場合には、歩行者優先というルールの遵守が必要となる。悪質、危険な交通違反については、厳に犯すことのなきように努めなければならない。

〔良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について〕

平成 23 年 10 月 25 日 警察庁交通局長通達より抜粋)

◆許可を受けて自転車通学をしている生徒に違反行為があった場合、以下の基準によって自転車通学を一時及び在学期間中全て禁止とする。

【1】道路交通法に違反したとき。

(以下、主なものを抜粋。抜粋したもの以外にも道路交通法を各自においても理解、把握すること)

a. 車道通行の原則

道路では左側を通行しなければならない。

車両通行帯のない道路では、道路の左側端を通行しなければならない。

例外的に歩道を通行できる場合

自転車は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。

歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止しなければならない。

b. 信号機に従う義務

c. 並走の禁止

d. 進路変更の禁止

自転車はみだりに進路変更してはいけない。

e. 踏切の通過

自転車は踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し、安全を確認しなければいけない。

f. 交差点の通行方法

信号機がない交差点等において、狭い道路から広い道路等に出るときは、交差道路等を通行する他の車両の進行を妨害しないようにするとともに、徐行しなければいけない。さらに、交差点内を通行するときは、状況に応じて他の車や歩行者に注意して、できる限り安全な速度と方法で進行しなければいけない。

g. 徐行すべき場所

自転車は左右の見通しがきかない交差点等を通行しようとするときは、徐行しなければいけない(学校において、特に、徐行すべき場所に指定しているところも同様)。

h. 一時停止すべき場所

自転車は、道路標識等により一時停止すべきとされているときは、一時停止しなければいけない。

i. 夜間のライトの点灯等

自転車は、夜間はライトを点灯しなければいけない(夜明け時、夕暮れ時の薄暗い状況でも同様にライトを点灯する)。

また、反射器材を備えていない自転車(尾灯をつけているものを除く)を夜間に運転してはいけない。

j. 2人乗りの禁止

k. 片手運転の禁止

傘を差したり、物を担いだりすること等による片手での運転は、不安定な運転になるのではありません。

1. 交通事故の場合の措置

交通事故があったときは、直ちに負傷者を救護して、危険を防止する等必要な措置を講じなければいけません。また、警察に事故の内容を連絡しなければならない（あわせて、学校にも報告しなければならない）。

【2】事故につながる危険な運転をしていると判断したとき。

【3】登下校指導の教員の指示誘導に従わなかったとき。

【4】校則及び自転車通学の規則に違反したとき。

a. 車体に鑑札シールを貼っていない。

b. 駅及び学校内の駐輪場での駐輪のルールやマナーを守らない。指定以外の場所に駐輪する。
(住道駅、野崎駅などの駐輪場の使い方が悪い場合もこれに該当)

c. 雨天時にレインコートを着用せずに運転する。

d. 通行禁止道路、区画の走行

【5】事故を起こしたとき。

過失運転により事故を起こしたとき。

(歩行者への衝突。一旦停止無視・徐行無視・信号無視・スピードの出し過ぎ等道路交通法違反に起因する衝突。停車している車への衝突など。)

●【1】～【4】の事項に該当した場合

- ・1回目は10日間（授業日数）の自転車通学禁止。
- ・2回目は30日間（授業日数）の自転車通学禁止。
- ・3回目は在学中の自転車通学禁止。（自転車通学を許可しない）
- ・違反の累積回数は解消はされない。

一貫生は中学入学から高校卒業までの6年間。高入生は高校入学から高校卒業までの3年間を累積する期間として、3回の違反があった者は自転車通学はできない。

特に、【5】に該当した場合

- ・1回目は30日間（授業日数）の自転車通学禁止。
- ・2回目は在学中の自転車通学禁止。（自転車通学を許可しない）

但し、事故後適切な処置を取り、速やかに学校への報告を行う等、事故への対応が適切であったと判断できる場合は、事故の状況を判断した上で1回目の自転車通学禁止期間の短縮及び2回目の自転車通学禁止の解除を検討することがある。

また、事故の報告を学校に行っていなかった場合は1回目より在学中の自転車通学を禁止とする。

- ・同時に、重複して違反行為を行った場合は、2回目、3回目として措置する。

【例】無灯火、2人乗り（【1】 i・j 違反）→30日間自転車通学禁止

傘差し、無灯火、鑑札シール無し（【1】 i・k 【4】 a 違反）→在学中自転車通学禁止

●運転禁止期間の自転車の管理について

- ・運転禁止期間中は自転車は各自で責任を持って保管可能な所で保管する。（自宅、及び借りている駐輪場など）学校の駐輪場での保管はできない。
- ・運転禁止期間中に通学で自転車を使用した場合は、その時点から違反者の自転車通学を禁止とする。また指導拒否として、校則に応じた措置をとる。

シャトルバスの利用について

本校生徒は、学園が運行するシャトルバスを利用することができます。

区 間 産業大学前～住道駅

料 金 1回 50円（回数券 12回 500円 購買部にて販売）

運 休 祝休日、学園の一斉休暇日、夏期・冬期大学休暇期間の内指定日

シャトルバスは桐蔭のスクールバスではなく、学園全体（大学職員・大学生を含む）のものであるから、公共の交通機関と同じく交通道德を守ること。

通 達 事 項

天災等により授業、学校行事等を中止する場合は概ね次の基準による。

1. 天災・事変（各種警報等による）またはストライキ等によって次の事変が生じた時は授業を行わない。
 - イ. 大阪管区気象台から東部大阪地域に重大警報、暴風警報、暴風雪警報が発せられた時。
 - ロ. 前項に該当しなくとも、JR学研都市線または近鉄奈良線・けいはんな線が現に途絶して運行を中止している時。
2. 前項の事態が解消した時は以下の要領で授業を開始する。但し、午前10時の時点で前項の事態が解消されていない時は休校とする。
 - 午前6：00までに解消した場合（平常通り授業を開始する）
 - 午前8：00までに解消した場合（2限目より授業を開始する）
 - 午前9：00までに解消した場合（3限目より授業を開始する）
 - 午前10：00までに解消した場合（4限目より授業を開始する）
3. 東部大阪以外の地域または他府県に、重大警報、暴風警報、暴風雪警報が発せられている時及び、前記第1項のロ以外の交通機関が途絶している時は、原則として授業・学校行事を実施するが、そのため登校できない生徒は公欠として扱う。
4. 校外学習、その他学校行事が行われる場合、雨天または前項1の場合、当日午前6時に実施するか、普通授業を行うか決定する。
5. 事態により学校長が変更することがある。
6. 学校よりの指示は必要に応じて「ケータイ連絡網サービス」によって通達する。

公欠取扱いについて

次の理由により欠席または公用外出の許可を受けたものは、公欠として取り扱い欠席扱いにしない。

1. 法定伝染病及びこれに準ずるもの。
2. 入学試験、就職試験及びこれに準ずるもの。
3. 通達事項に該当するもの。
4. 学校を代表して試合、その他に出場するもの。

届け出事項

1. 諸願書は学校長あてとし、すべて担任を経て提出する。
2. 病気または事故のため欠席または遅刻するときは、当日臨機の方法で担任に届け出る。病気欠席が一週間以上にわたるときは、医師の診断書を要する。
3. 早退または、放課後前に校外に出るときは、その事由を生徒手帳の当該欄に記入し、担任に届け出て許可を受けなければならない。公用欠課は担当教諭及び担任に申し出ること。
4. 校内で金銭等の物品を遺失、紛失、盗難、拾得などの場合は以下のような扱いとする。
 - イ. 校内で金銭等の物品を拾得した場合
生徒指導に届け出る。
 - ロ. 校内で金銭等の物品を紛失、盗難、遺失した場合
生徒指導で所定用紙を受け取り、これに記入し担任押印後生徒指導に提出する。
 - ハ. 生徒手帳の再発行の場合
事務室前の所定場所にて再発行願を取得し、これに記入し担任押印後、証明書用顔写真、手帳代を添えて事務室に提出し、再交付をうける。
5. 集会、抛金、物品販売、冊子、新聞等の発行、広告の掲示は必ず事前指導を経て校長に届けなければならない。
6. 本人、保護者、保証人の住所変更等異動があるときは、直ちに担任に届け出ること。
7. 忌引のときは担任に届け出て、次により服喪する。

・父母	5日以内	・祖父母、兄弟	3日以内	・伯叔父母	1日以内
・その他同居の近親者	2日以内				

但し服喪期間内であっても登校して差し支えない。
8. 本人または同居人が法定伝染病にかかった場合は、直ちに保健所及び学校に届け出ること。
9. 各種証明書の発行願いについて鉛筆書きは不可とし、必ずボールペンで記入すること。担任印が必要なものは、担任押印後、所定時間に事務室へ提出して交付をうける。